下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例フロー図

隣接関係者・地域住民	事　業　者	下妻市市民部環境課 環境政策係　〒304-8501 下妻市本城町三丁目13番地 TEL：0296-43-8234
	太陽光発電設備の設置を計画	
	事前協議申出書作成 （様式第1号、別表第2）	事前協議（条例第7条）
地域住民への説明会開催	隣接関係者への説明 （条例第8条関係） 地域住民への周知範囲の調整 （条例第9条関係）	事業者への助言等 ・関係法令等に基づく手続きに関する助言・指導等 ・地域住民への周知範囲の調整
	実施協議申出書作成 （様式第2号、別表第3）	実施協議（条例第10条） 協議申出書：正・副1部提出 ※工事着工の60日前まで
	審査会資料提出 資料2部＋電子データ	太陽光発電設備適正設置・管理審査会の開催
	工事着手届出書提出 （条例第12条、様式第8号）	※実施協議終了通知書送付 （条例第11条、様式第7号）
	※事業内容に変更があった場合 実施協議事項変更申出書提出 （条例第10条、様式第6） 工事（中止・再開）届出書提出 （条例第14条、様式第10号）	
	工事完了届出書提出 （条例第14条、様式第11号）	現地確認 （条例第14条）
地域住民からの要望・苦情等		報告書の徴取（条例第18条） 立入調査（条例第19条）
		助言、指導、勧告（条例第20条） （様式第17号、様式第18号）
	是正報告書 （条例第20条、様式第19号）	
	発電事業変更届出書 （条例第16条、様式第13号）	
	発電事業廃止届出書（30日前） （条例第17条、様式第14号）	
	撤去完了届出書（30日以内） （条例第17条、様式第15号）	現地確認 （条例第17条）